

第 640 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 18 年 8 月 4 日 (金) 14 : 15 ~ 15 : 30
2 場 所 総務省第 1 特別会議室 (中央合同庁舎 2 号館 8 階)
3 議 題

(1) 庶務事項

- 1) 統計審議会専門委員の発令について
- 2) 部会に属すべき専門委員の指名について

(2) 諮問事項

- 諮問第 311 号「平成 19 年に実施される国民生活基礎調査の計画について」

(3) 答申事項

- 諮問第 310 号の答申「牛乳乳製品統計調査の改正について」 (案)

(4) 部会報告

- 第 105 回農林水産統計部会

(5) その他

4 配布資料

- ① 統計審議会専門委員の発令について
- ② 部会に属すべき委員の指名について
- ③ 諮問第 311 号「平成 19 年に実施される国民生活基礎調査の計画について」
- ④ 諮問第 310 号の答申「牛乳乳製品統計調査の改正について」 (案)
- ⑤ 部会の開催状況
- ⑥ 指定統計調査の承認等の状況
- ⑦ 平成 18 年 6 月指定統計・承認統計・届出統計月報 (第 54 巻・第 6 号)
- ⑧ 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委 員】

美添会長、篠塚委員、舟岡委員、後藤委員、清水委員、
新村委員、引頭委員、椿委員、佐々木委員、三輪委員、
森泉委員

【統計審議会会議内規第 2 条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省高橋統計調査部長、厚生労働省桑島統計情報部長、
農林水産省長統計部長、経済産業省細川調査統計部長、
国土交通省福本情報管理部長、東京都金子統計部長

《会長が議事に関係があると認めた者》

厚生労働省久保国民生活基礎調査室長、
農林水産省篠崎消費統計室長

【事務局 (総務省政策統括官)】

総務省久布白政策統括官
同桑原統計審査官
同小林統計審査官

6 議 事

(1) 庶務事項

1) 統計審議会専門委員の発令について

美添会長から、統計審議会専門委員が、資料1のとおり発令された旨報告があった。

2) 部会に属すべき専門委員の指名について

美添会長から、資料2のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

(2) 諮問事項

○ 諮問第311号「平成19年に実施される国民生活基礎調査の計画について」

総務省政策統括官付の小林統計審査官が、資料3の諮問文の朗読及び補足説明を行った。続いて厚生労働省大臣官房統計情報部の久保国民生活基礎調査室長が調査計画の説明を行った。

[質 疑]

美添会長) ただいまの点につき、質問、意見等をお願いしたい。

篠塚委員) この国民生活基礎調査はとても幅広く利用させていただいている。その中でも今回私にとっては非常に大きな変更だと思うところは、世帯票から就業のところが増えたことである。もちろんこの理由などについても、平成19年度には就業構造基本調査が実施されているのでという理由であったが、就業構造基本調査は基本的にユージュアルのデータであるから、1年間どのような状態であったかという就業状態の調査であるが、今回の国民生活基礎調査の世帯票の中では、平成19年5月中の仕事の状況を聞いており、そのこととかなり違うのではないかということを一に気にする。

そして、この国民生活基礎調査を使ってジニ係数を分配問題などでも計算したりして、非常に興味を持っているところであり、就業と所得と世帯との関係を一連で見たいと思うので、また部会でも意見を申し上げたいと思うが、ぜひ就業について再考していただきたいと思う。

舟岡委員) 国民生活基礎調査は、これまでによく利用させていただいており、国民生活の実態を総合的にとらえる調査として、私は高く評価している。ただし、客体の5分の1の世帯は健康票、所得票、貯蓄票のすべての調査に協力する仕組みで、それら客体に対してはかなり大きな負担をかけているにもかかわらず、同一客体に対して各票の調査を実施した結果を必ずしも有効に活用していない。具体的に言うと、健康票と所得票、貯蓄票、それらをクロスした結果集計を充実させていただきたい。

以前行った個別データの分析から、当然のことかもしれないが、健康状態と所得水準に高い相関を見出した。専門家をまじえた検討でも、両者の因果関係の方向を結論づけられなかった。健康が良くないことが原因で所得が低いことは当たり前のこととして予想がつくが、その逆の因果関係、つまりリストラ等の原因で所得がなくなったとか、所得が急激に減ったことによって、精神的なストレスで何らかの障害を抱えたとか、健康状態にも問題が生じたとかも考えられる。最近になって若干、雇用状況が改善してきたものの、こ

の因果関係の方向が個人や世帯の属性、健康状態・病状等とどのように関連しているかを明らかにできれば、政策面で示唆に富む多くの情報が得られると期待できる。

所得票に、2年前あるいは3年前の所得の状況の調査項目を追加していたら、その時期には所得が十分あったが、1年前になくなったため、1年前は健康であったが、現在健康に障害がある場合には、因果関係を多少とも予想しうる。それだけで即断することはできないが、それがいかなる属性の世帯や個人に対して因果律としてより多く観察しえたかを分析できれば貴重な検討材料を得られると思うので、調査項目の追加についてご検討いただきたい。

篠塚委員) もう1点お願いしたい。健康票で、今回メンタルヘルスに関して質問9が追加されて、これは非常に時宜にかなったいい対応だと思っている。今、質問9を見ているが、ここに書かれている選択肢は全部マイナスのことだけ書かれてあるが、躁うつ病のようなのはマイナスだけではなくて、躁のときもある。このメンタルヘルスのところで書かれている選択肢については、自分もこの部会に入っているので、もう少し差別化ができるような設問を考えていきたいと思う。以上、感想である。

美添会長) 部会に所属している委員の方々はその場で意見をいただけるものと思うが、特に所属していない委員から要望があればお願いしたい。

これから審議ということであり、引き続き経過報告をいただくことになるので、今はこれ以上具体的な意見を伺うことはしなくてもいいかと思う。

小林統計審査官から既に事務局として想定している検討課題の紹介もあり、それを踏まえて、今、委員の指摘された問題も検討していただきたいと思う。

私からも、ちょっと追加させていただきたい。この統計は非常に重要で、注目も集めているので、更なる改善を目指してほしいという視点からの補足だが、既に議論のあった就業状態の話である。

今回、調査項目を減らすという主な理由は調査票の設計にあるように思われる。篠塚委員と舟岡委員から指摘があったが、就業構造基本調査では分からないものに、健康状態あるいは介護の状況と、就業状態、および所得の問題がある。これは国民生活基礎調査のほかの統計では分からないもので、この統計の使命だと思う。そのために、複数の異なる調査票のクロス集計という方法が提案されている。

その視点から見ると、調査票のスペースからいって可能であるとしたら、必要な就業構造を把握する調査事項の価値は非常に高い。設計が難しいというのは問題ではあるが、その点も含めてぜひ検討をお願いしたい。

もう1点は、結果を見ていると、例えば所得と貯蓄は、この統計とほかの総務省系の統計と乖離があると言われる。舟岡委員の分析によると、調整をすると正確になる部分はあるし、私もそう思う。違う客体と違う手法で推計している統計の結果は違い得るわけであるから、無用な誤解を与えないような丁寧な集計・公表が必要ではないか。他の統計との相違があれば説明できると信じているので、そういう形での公表を検討していただきたい。

この件については、国民生活・社会統計部会で審議していただくので、森泉部会長、よろしくお願ひしたい。

森泉部会長) 部会で、今の皆様の御意見及び事務局からの検討課題を中心に審議させていただきたいと思うが、今、会長が言われたように、スペースが少ないからというような状況で重要なものを落とすのはいかがなものかというのは私も強く感じている。

それから、所得票、貯蓄票に関しては、従来と全く同じであるということで、今回パスするというのも私自身としては避け、問題点があるならばもう一度ここで検討してみたいと思っている。

美添会長) それでは、よろしくお願ひしたい。

この件については、本日はこれで打ち切りとする。

(3) 答申事項

○ 諮問第 310 号の答申「牛乳乳製品統計調査の改正について」(案)

総務省政策統括官付の小林統計審査官が、資料 4 の答申(案)の朗読を行った。続いて、椿農林水産統計部会長が、審議経過及び答申(案)の説明を行った。

椿部会長) それでは、農林水産統計部会の審議の経緯と答申(案)について説明したいと思う。

まず、答申(案)作成までの部会における審議結果に関して説明する。

「牛乳乳製品統計調査の改正について」は、6月9日の第638回統計審議会に諮問され、その後、農林水産統計部会において、6月、7月の2か月の間に3回審議を行い、この答申(案)を取りまとめた。1回目の第103回部会は6月12日に、2回目の第104回部会は7月7日にそれぞれ開催され、これら2回の部会の結果については、既に前回の統計審議会において報告した次第である。

お手元の資料4の答申(案)及び資料5「部会の開催状況」を御覧いただきたい。1ページ目だが、7月20日の3回目の第105回部会では、論点メモの残った事項、審議を積み残してしまった事項である調査方法及び集計・公表、それから、第104回部会において検討することとされた事項について、調査実施部局から説明を受け、審議を行った。

第105回部会における「審議の概要」の(1)の「調査方法」、(2)の「集計・公表」、(3)の「第104回部会における課題等」の内容については、一部答申(案)の説明と重複するので、適宜その中で説明することとする。

また、第105回部会では、答申(案)について審議したが、私に一任された一部修文等を要する箇所を除き、部会として了承され、若干の修文を行い、本日、統計審議会にお諮りする次第である。

それでは、答申(案)の内容について説明したいと思う。答申(案)の構成については、「今後の課題」として検討を求める事項は特段なかったことから、従前の答申でよく見られるような、「今回の改正計画」と「今後の課題」という二部構成はとっていない。

前文に引き続き、「記」以下の四つのパラグラフで、今回の改正計画全体についての概括的な評価を行い、その後、これを受けた形で、「1 調査の範囲」、「2 調査事項」、「3 調査方法」及び「4 集計・公表」という四つの項目について、今回調査計画の当初計画について評価するとともに、実施に当たって対応すべき必要な事項を記述するという整理になっている。

まず、「記」以下の概括的な整理を行った部分では、四つのパラグラフから成っている。

第1パラグラフでは、本調査が牛乳処理場及び乳製品工場を対象に、原材料である生乳や製品である牛乳及び乳製品に関して把握している内容について記述している。

それから、第2パラグラフでは、本調査により作成している統計の性格や位置付けなどについて記述している。

また、第3パラグラフは評価に関わる部分であるが、本調査の変遷にも触れている。昭和46年に調査の枠組みが見直されてから現行の調査体系を維持しているが、今回の改正計画全般については、最近の生乳、牛乳及び乳製品の生産・出荷等の実態を的確に把握し、調査の効率的な実施及び報告者負担の軽減を図るもので、おおむね適当であると評価している。

その一方で、第4パラグラフは「しかしながら」という形で受けている。ここは今回の答申（案）においてかなり議論されたところであるが、本調査については、統計体系の整備、作成される本統計の有用性をさらに高める観点から、生産統計調査としての位置付けの明確化、特に生産・出荷・在庫等の実態のよりの的確な把握が求められており、そのためには、調査の範囲、調査事項などについて、一部変更した上で実施することが必要であると概括的な評価を行っている。

この概括的な評価を受け、2ページ目の「1 調査範囲」の第1パラグラフ及び第2パラグラフであるが、第1パラグラフでは、県内生乳受乳量のカバレッジを95%から80%に変更するという効率化に当たる部分に関しては調査結果の利用上特段の問題はなく、先ほど申し上げた効率的な実施及び報告者負担の軽減を図るもので、おおむね適当であると評価している。カバレッジの変更については、全体の調査対象数が少ない中で、結果精度を確保しながら記入者負担の軽減を図ろうとするものであるが、この点に関しては前回の統計審議会でも評価していただいたものと考えている。

ただし、次の文章の中の「しかしながら」というところであるが、生乳の移出入量の把握に当たっては、これまで工場のほかミルクコントロールセンターを調査対象としてきた結果、物流の情報と商流の情報が混在する統計が作成されて、利用するという観点からは非常に難しい状況となっていることについて記述している。

これは、昭和46年当時は、ミルクコントロールセンターの全体に占める割合が非常に少なく、当時の集計表においては、どちらかという物流が見える形になっていたが、近年このミルクコントロールセンターの割合が大きくなったために、かなり商流的な部分が混在してしまって、統計利用者からす

ると非常に混乱する、見にくい集計結果が出てきたということである。

物流の動向を把握する上で利用が難しい統計になっているという状況を見た上で、「調査の範囲」の最終パラグラフでは、「したがって」と受けて、物流の実態をよりの確に把握するため、ミルクコントロールセンターを調査対象から除外し、生産者と工場間の直接的な送受乳量の把握に改めることが必要であると記述している。

近年、IT化の進展や消費者の食の安全意識の高まりなどにより、工場においても生乳の生産地別の生乳受乳量の正確な把握が可能となっているという現状で、このような改善ができるようになったということである。この意味で、今回改正計画の審議の中で、調査対象からミルクコントロールセンターを除外するという事になったことは一つの大きな改善・指摘事項ではないかと考える。

続いて、「2 調査事項」であるが、(1)の第1パラグラフ及び第2パラグラフについては、調査事項及び調査票に関し、往復郵送調査の導入に対応した見直しを行った当初計画について、調査の効率的な実施及び報告者負担の軽減を図ったもので、おおむね適当であると評価している。

ただ、第3パラグラフにあるように、工場における生産性や乳製品の需給実態を的確に把握するため、常用従業者数並びに全粉乳、脱脂粉乳及びバター等の乳製品の在庫量を把握することが必要であると記述している。この従業者数及び在庫量の把握についても、統計の体系的整備を図る観点から、重要な改善・指摘事項ではないかと考えており、これに御協力いただいた調査実施部局に対しても評価したい。

それから、この乳製品の在庫量把握に関連しては、かなりいろいろな議論があったところであり、先ほどの資料5の第105回部会の結果概要の5の(3)のイ、2ページの一番上を御覧いただきたい。既に前回の統計審議会にも報告しているが、乳製品の在庫量については、全粉乳、脱脂粉乳及びバターの3品目に加えて、最近国内生産量が増加している、あるいは、消費者が注目しているチーズの在庫量を把握することの要否について検討した。

結果は、チーズに関しては国内の需要に見合った量のみを原則製造・輸入しているということから、需給調整の対象品目とはなりにくいこと。それから、チーズに関しては多くの品種、種類があり、品種によって製造期間や熟成期間が異なるということ、製造工程と在庫等の区別が現時点ではまだ明確ではない、困難であるということから、調査票への記入負担も非常に大きいということ、将来的に在庫を調べる必要が出てくることはあるとしても、現時点では将来的な課題として認識しておこうということ、今回の改正計画においてはチーズの在庫量は把握しないということとした。

なお、乳製品在庫量の関係で、私の報告の後に、調査実施部局から若干の補足的説明をする。

答申(案)に戻り、「2 調査事項」の(1)の第4パラグラフに「なお書き」がある。乳製品の在庫量については、工場というよりは、大手の乳業メーカーにおいては本社が製品在庫の大部分を一括管理しているという現状

があり、これを把握するための新たな調査票として、月別調査票（本社用）を追加することが必要であると記述している。

これについては、資料4の参考の4の「牛乳乳製品統計調査調査票（案）」を3枚おめくりいただくと、「月別調査票（本社用）（案）」がある。これが本社内における在庫の一括調査に使う調査票であり、この調査票を新たに追加することになった。

次に、調査事項の（2）であるが、第1パラグラフにおいて、基礎調査については、工場の製造設備に関する事項を削除し、生産能力について把握することとしているが、これは製品供給にかかわる基盤となる情報を把握するものであり、おおむね適当であると評価をしている。

ただ、第2パラグラフにあるように、牛乳の需給調整能力を測ることに關しては、その重要な指標である生乳の貯乳能力を把握することが必要であると記述している。

さらに、（3）の第1パラグラフでは、月別調査から牛乳等の容器容量別生産量に係る事項を削除するという当初計画について記述しているが、前回の統計審議会でも申し上げたが、第2パラグラフにおいて、容器包装リサイクル関係の法整備が図られた関係から、引き続き把握することについて記述している。これは、業界団体の方から容器包装リサイクルへの取組を推進していくため必要な情報であるという意見等を踏まえたものである。

一方で、報告者負担の軽減に配慮して、基礎調査において調査事項等を必要最小限に絞って把握することが適当であると判断した。従来、月別調査において1月、4月、7月及び10月と4回にわたって容器に関して調査していたが、これを基礎調査において10月時点1回という形にして、報告者負担の軽減を図るとともに、実効性を挙げるという形にしている。

この点について、部会のみならず前回の統計審議会においても、この種の統計調査で容器容量別生産量を把握することの意義や他の生産統計調査において同様のデータが把握されているのかといった意見、質問があった。これに関して、牛乳は容器容量の違いが用途や販路・仕向け先、消費の場の違いにストレートに反映する傾向が強いことから、他の製品と比べてどの程度容器容量別の生産量があるかについて把握することはかなり意義のあることである。

また、乳業事業者では、容器容量別のデータを活用して、用途別にどのくらいの需要があるかという動向を判断して、製造計画などを作成しているということである。容器容量との関連での環境問題もさることながら、その種の予測にも必要であり、ハード、ソフト両面における整備等に反映しているということで、ここの部分は当面必要な情報であると判断したということである。

それから、農林水産省が実施する承認統計調査において、ソースや食用油について容器容量別生産量を把握しているが、これは利用者ニーズがあるためであるが、こういう項目を今回調査計画では、報告者負担の軽減を前提として引き続き把握するという形にしている。

この調査事項に関連する部会審議の結果概要であるが、資料5の1ページ目の(3)アの調査票等の用語の整理についてである。生乳及び牛乳等の移出入を示す「送乳量」や「受乳量」については、これまで同じように入力していたが、これについて見直しを行うとともに、集計表においても用語の整理を行うのが適当ではないかという意見があった。

それから、2ページ目のウであるが、飲用牛乳等の月別・都道府県別出荷量について、この調査では1次出荷先の都道府県は把握できる。すなわち、消費者に販売するミルクを貯蔵しておくスーパー等最終消費地に送る前に、保管などをしておく施設等が所在する都道府県は把握できるが、その先の2次出荷先、最終消費地に関する把握は技術的に困難だということである。

現在把握できる1次出荷先が最終消費地とは限らないが、おおよその消費地域の特定は可能な状況である。おおよその消費地域の特定が可能であるということに関し、その種の情報に対する利用ニーズがあるという意見が部会の中で出された。これを受け、今回、この部分に関し、引き続き月別・都道府県別の出荷量を把握することについては適当としている。

また、答申(案)に戻っていただきたい。「3 調査方法」である。ここは基本的には記述のとおりであるが、第2パラグラフにおいて、調査の効率的な実施及び報告者負担の軽減が図れているということで、おおむね適当であると評価している。

また、基礎調査のみの対象工場に関しては、更なる効率的な調査方法を導入する必要があると記述している。例えば、往復郵送調査や調査員が調査票を配布し、郵送で回収する方法の調査について、可能なところから順次導入することを求めている。

この調査方法に関連する部会審議は、結果概要の5の(1)の調査方法に当たる部分で、特に二つ目の「○」が今の基礎調査に関わるものである。業界団体の専門委員から「今回改正計画において、調査方法や調査事項について相当な変更点がみられた。これについては、事前に関係団体や調査対象工場に対して十分な説明が行われれば、調査票への記入ミスを防げるとともに、これまでと同様事業者からの協力が得られるのではないか。」という意見があった。調査対象工場ではこの種の調査方法の変更に対して、十分対応できると考えられるので、このような負担軽減については積極的に対応していただければと思う。

次に「4 集計・公表」である。まず(1)の第1パラグラフ及び第2パラグラフでは、生乳生産量及び用途別処理量について、本調査では直接把握できない生産者の自家消費などの数量を別途推定しており、本調査結果から得られた欠減の数量と合計して、従来「その他」という形で公表していたが、用途別処理量の「その他」の欄の内訳として、欠減の数量を公表することが必要であると記述している。「欠減」についてはこの調査において把握しているものであることから、これにより、本調査から得られたデータを明確に表章することとなり、統計利用者の利便を図ることに資するものと考えられる。

次に（２）の第１パラグラフ及び第２パラグラフにおいては、月別調査の結果が鉱工業生産指数（速報）に反映されるよう、公表期日の早期化を図ることが必要であると記述している。これについては、他府省からもこのような趣旨の意見があった。

これについては、調査実施部局で、早期化に向け関係方面の調整を進めていくという回答をいただいているが、ぜひ、平成１９年１月分の調査結果から、鉱工業生産指数（速報）に反映できるようにお願いしたいと思う。

以上、答申（案）についての説明をしたが、もう一度、資料５の結果概要の２ページのエを御覧いただきたい。審議の過程で、新たに把握することとした事項や、削除を予定していたが引き続き把握することとなった事項があることから、総括的な評価を部会の中で行う必要があるということで、こういう議論がなされたわけである。

これら事項については、現にいろいろな部分での利用ニーズがあり、また、政策実施部局等において別途情報収集しているものでもある。今回そういうものを含めて本調査に一本化するような形に整理し、実施することとしていることは、必要な情報が的確に把握できるだけでなく、報告者にとっては重複調査が回避され、結果的には報告者負担の軽減化につながると考えられるという意見があった。

また、調査方法についても、往復郵送調査に変更するなど、報告者負担の軽減について配慮しているが、全体的にみると、当初案から調査事項が若干増えた部分もあるが、当初案から更に軽減された部分もある。それから、昭和４６年からの調査に比べると非常に大きな負担軽減が図られているということで、簡素化・効率化は十分図られていると整理している。

最後に、今回の審議を通じて、部会長として感じたことを申し上げさせていただく。今回の改正計画については、調査実施部局が全体的な調査の簡素化を前提として当初案を作成していただいて、その部分に関しては考え方はよく整理されていたと思う。一方、部会の中でかなり審議された生産統計に関する体系の整備についても、積極的に対応していただいたおかげで実現した。生産・出荷・在庫等の実態が物流という観点からより的確に把握できるものとなり、相当整備が進んだのではないかと判断している。

今後、調査実施部局におかれては、答申（案）に盛り込まれなかった事項も含め、調査の効率的な実施、報告者負担の軽減等について、努力していただきたいと思う。今後、特に農林水産省が所管される統計調査に関しては、この種のことは大変重要な問題になってくるのではないかと判断しているが、今回同様、より一層的確かつ適切な企画・実施をお願いできればと思うので、今後ともよろしくお願いしたい。

美添会長）先ほど部会長の報告の中で、在庫について実施者から補足があるということであったが、今、お願いできるか。

篠崎室長）ただいま御発言のあった在庫の関係について、部会で重要な論点として十分に審議していただいたところであるが、若干の補足をさせていただく。

全粉乳、脱脂粉乳及びバターについては、比較的長期間の保存が可能な上

に、製造工程もそれほど複雑ではないため、これら3品目の製造量を増減させることで、生乳全体の需給調整を行っているところである。それから、これらの3品目の適正在庫は一般に需要量の2か月ないし3か月とされており、そのことを踏まえて、需給バランスが確保されているか否かといった判断材料としているところである。

また、この在庫量には輸入品も含まれるわけであるが、その量は国内供給量の約5%とわずかな量になっている。ただ、輸入品が含まれているということについては、統計利用者に誤解されないように、公表の際に分かりやすく表記をしていきたいと考えている。

[質 疑]

美添会長) ただいまの報告について、質問、意見等があればお願いしたい。

大変丁寧に説明していただいたので、重ねての質問はないものと思う。

篠塚委員) 質問ではなくて、3ページの「4 集計・公表」の(1)の文章についてである。部会審議に参加した者はよく分かる文章であるが、そうでない方は何を書いているか全然分からないのではないかと心配している。少しでも分かりやすくするため、一言文言を入れたらよいのではないか。

つまり、(1)で書かれていることは、「生乳の自家消費等の数量は別途推定して、本調査から得られた欠減と合計して公表している」としているが、どこに公表しているのかというと、次のパラグラフで「その他」の欄に公表されている。現在は欠減と合計したものは「その他」として公表しているとすると非常に分かりやすいのではないかと思った次第である。

美添会長) 難しい注文である。説明を伺っていて私は読めたが、いかがか。部会長、この点に関して何か補足があるか。

椿部会長) 先ほど私は口頭では今のようなことを申し上げたと思っているが、「合計して公表している」というのが、篠塚委員がおっしゃるように「『その他』として公表している」ということである。

美添会長) 今の点だけ要望があるので、部会長もそれで了承していただけるか。

椿部会長) 了解した。

美添会長) そうすると、(1)のところの「これを本調査結果から得られた欠減の数量と合計して、公表している。」という文言については、「合計して、『その他』として公表している」とする方向で、部会長と事務局でもう一回確認の上、微調整があるという前提でよろしいか。

ほかの点で何か質問等はあるか。

今回は丁寧な議論を頂いて、仄聞するところによると、審議に協力していただいた専門家の方から「今回の改正で大変使いやすくなる」という評価をいただいたということで、審議会としても努力が報われたと思われる。

反対発言はないので、本案をもって当審議会の答申として採択したいが、いかがか。

(異議なしとの声あり)

それでは、これを総務大臣に対して答申する。

ただいまの答申(案)について、農林水産省から長統計部長の挨拶をいた

だく。

長部長) 牛乳製品統計調査の改正につき、ただいま答申をいただいた。調査実施者として御礼を申し上げる。

美添会長、椿部会長はじめ、委員の各位の皆様方に御審議を賜り、まことに感謝申し上げます次第である。

また、ただいま部会長からも指摘していただいたように、調査の中に盛り込めなかった事項についても、より効率的な調査の実施、それから、報告者負担の軽減の観点、特に使いやすい、分かりやすい統計の実施ということに更に努力してまいりたいと思う。今後ともどうぞよろしく願いたい。

(4) 部会報告

○ 第 105 回農林水産統計部会

平成 18 年 7 月 20 日に開催された第 105 回農林水産統計部会（議題：「牛乳製品統計調査の改正について」）の開催結果については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

(5) その他

○ 指定統計調査の承認の報告

総務省政策統括官付の桑原統計審査官から、平成 18 年 7 月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「小売物価統計調査」及び「建設工事統計調査」の統計法第 7 条第 2 項による承認について、資料 6 による報告が行われた。

[質 疑]

美添会長) 「建設工事統計調査」については、今報告していただいたとおり制度の変更による当然の変更だと思うが、「小売物価統計調査」について何か質問等はあるか。

特になければ、今の報告を伺ったということにする。